

第三者評価結果

事業所名：南林間保育園

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
<p>A-1-(1)-①</p> <p>【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	b
<p><コメント></p> <p>「全体的な計画」は、保育所保育指針を基に保育理念・保育方針に沿って、園長が中心になって編成しています。今年度は時間的な制約があり、保育に関わる職員の参画ができていませんが、昨年度の内容を踏襲しており、2年かけて実施した成果について意見を出し合う予定です。また、今年度から保育内容に関係するプロジェクトを複数立ち上げ、それぞれが担当を持つ取組を開始しました。次年度の「全体的な計画」は、年度末に全職員参画で見直しを行い、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じた内容になることが期待されます。</p>	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-①</p> <p>【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	a
<p><コメント></p> <p>保育室は乳児と幼児でフロアが分かれています。1スペースを高さの低い本棚等で区切って広々とした空間を確保しており、子どもたちが心地よく過ごすことができる工夫をしています。また、遊びが単調にならず、年齢に応じた遊びを子ども自ら選択できるように設定しています。担当クラス以外の子どもたちの様子を確認できる保育室のため、乳児会議・園児会議以外でも、随時、職員で意見交換ができる環境づくりに取り組んでいます。</p>	
<p>A-1-(2)-②</p> <p>【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	a
<p><コメント></p> <p>子どもの気持ちに寄り添い、安心して過ごすことができるように、年齢や一人ひとりの発達に合わせた声かけを行っています。気付いた点など個別の発達状況は「育成記録」に記載して、各会議でも共有を図っています。早番と遅番との間で情報漏れを防止するために「伝達ノート」を活用しており、連携ミスがないようにしています。時間に追われて関わることが出来ず、クラスの職員間で日誌や口頭による伝達で情報共有を行っています。</p>	
<p>A-1-(2)-③</p> <p>【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。</p>	a
<p><コメント></p> <p>子ども一人ひとりの発達に合わせて、挨拶、登園時・食事前・トイレ後の手洗いや、食事・排泄・更衣・睡眠等の日々の生活習慣を身につけることができるように、保育の場面での環境の配慮をしています。保護者とは、送迎時や「連絡ノート」で状況を確認して、園と家庭とで同じペースで生活習慣を身につけられるようにしています。また、基本的な生活習慣を身につけていくには発達に個人差があるため、一人ひとりに合わせた援助や主体性を大切にしていけるよう職員間での意識の統一を図っています。</p>	
<p>A-1-(2)-④</p> <p>【A5】 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	a
<p><コメント></p> <p>子どもたちが主体的に活動できる環境を整備して保育を実践することを心掛けています。広い園庭での戸外遊びでは、縄跳び・遊具遊びなど、子ども同士で関わる遊びを行った後、個々に興味を持つ遊びを主体的に行っています。裸足で外を駆け回って泥んこになった場合でも、外階段から2階のバルコニーまで上がって手足を洗うことができるため、保育士は見守ることを中心に、子どもたちからの発信を大切に捉えています。また、園庭での野菜の栽培や虫を捕まえて育てることで、身近な自然と触れ合う機会も大切にしています。近隣の老人施設訪問や幼老交流会を計画していましたが、今年度はコロナ禍で中止になりました。代替案の検討など他に方法はなかったのかと振り返り、地域の人と接する機会を持つことを心掛けています。</p>	

<p>A-1-(2)-⑤ 【A6】 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 0歳児用の保育室は1・2歳児のスペースと距離をとった場所が確保されており、落ち着いて過ごすことができる環境が整えられています。発達過程に配慮して3人ずつの担当制の保育を採っており、一人ひとりと愛着関係や信頼関係を育てています。担任以外の全ての保育者も子どもを理解して優しく関わることを心掛けており、安定した情緒を保つ事ができるように、表情や態度で察知するように努めています。保護者とは、連絡ノートや送迎時のコミュニケーションから、園だけでなく家庭での生活の様子も確認しています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑥ 【A7】 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 1～3歳未満児については、保育目標の1つである「なんでも意欲的に取りくめる子ども」をもとにした保育指導として、各職員は、自発的な活動ができるように工夫しています。個人差を配慮して、子どもの自我を成長の現れと受け止め、成長過程で大事な経験として捉えて保育にあたっています。異年齢交流を大切にしており、一緒に遊ぶ中で小さい子どもとの接し方を学び、年上の子どもの活動に興味を持つ等、多くの経験ができる工夫をしています。健康カードの備考欄への記入や送迎時のコミュニケーションで保護者と信頼関係を築き、家庭と連携した取組を実施しています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑦ 【A8】 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	b
<p><コメント> 3歳以上児は同じ保育室内で仕切られていますが、他の年齢の活動の様子を見ているので、上の年齢の子どもたちを見て刺激と憧れを、下の年齢の子どもたちに対して世話やいたわりの気持ちが自然に芽生える場面が多くあります。真似をしようとする子どもたちも多々ありますが、保育士は否定せずに、発達段階に応じて利用する道具や方法に配慮した保育を実践しています。運動会の代わりとなる「表現活動発表会」を開催して、子どもたちの協同的な活動を披露しています。その他、写真の掲示や、直接保護者と話す機会(定例の個別面談や個々の相談の場)で、子どもの様子を伝え、情報共有を行っています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑧ 【A9】 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境として、保育室内はフラットに設計されており環境設備に配慮しています。現在、認定されている障害児は入園していませんが、障害児保育について研修を受講した職員も在籍しており、障害児を受け入れる体制はできています。配慮が必要な子どもに対しては、関係機関と連携を図って保育にあたっており、保護者には、保護者・園・関係機関の三角形の関係の中に子どもがいて、みんなで子どもの為に考え・同じ対応ができる良さがある事を伝えて、安心感と適切な情報を伝える仕組みを構築しています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑨ 【A10】 それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 長時間の保育時にもストレスがないように、明るさ・音・温度等に配慮しています。クラス毎の「伝達ファイル」に子どもの様子を記入することを徹底しており、在籍している長時間保育の子どもを考慮して、一日の活動を組み立てています。早めの登園で、眠そうにしている子どもには睡眠時間を取る等、活動と休息のバランスを考慮しています。「全体的な計画」には長時間保育の欄を設けていますが、「年間指導計画」・「月案」等に落とし込まれていません。実践状況についての記録・自己評価欄を用意して、全職員が同じ思いで子どもに配慮した長時間保育ができるように工夫することが期待されます。</p>	
<p>A-1-(2)-⑩ 【A11】 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	a
<p><コメント> 小学校との連携・就学を見通した保育については、5歳児の「年間指導計画」の中に就学に関する事項を設けており、幼児期の終わりまでに育てほしい姿10項目を見据えて、計画に沿った保育を実施しています。保護者に対しては、秋頃に個別の就学に向けた個人面談を設定しており、就学に向けての必要な事項を伝えて、小学校の生活について見通しが持てる機会を作っています。小学校を訪問しての交流等はコロナ禍で計画できませんが、就学先の小学校の先生が来園されることもあり、電話等でも子どもの様子を伝えています。保育所児童保育要録の作成は担任が行い、必ず園長が確認をして、ダブルチェックで記載ミスを防止しています。</p>	

A-1-(3) 健康管理	第三者評価結果
<p>【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	a
<p><コメント> 健康管理については「全体的な計画」や「年間指導計画」に記載され、一人ひとりの子どもの心身の健康状態を把握し、職員に周知、共有して保育を進めています。登園時には体調面や怪我の有無を視診して、保護者に健康状態を確認しています。降園時には口頭で保育中の体調変化や怪我について伝えており、怪我については翌日に降園後の様子を確認しています。園だより・保健だより等で子どもの健康に関する情報を伝えています。SIDSを防ぐために大和市から配布される無呼吸アラーム「ベビーセンス」を活用し、午睡チェックと併せてチェック表に記録しています。チェック時の部屋の明るさにも配慮して、子どもの睡眠を妨げることのないよう気を付けています。</p>	
<p>【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	b
<p><コメント> 園医による年2回の健康診断と歯科健診、毎月の身体測定結果については連絡ノート・健康カードに記録して保護者に知らせています。健診の結果、発育に問題がある場合や治療が必要な場合は個別に保護者に伝え、病院での診断結果をフィードバックしてもらっています。肥満が懸念される子どもについては、食事の提供方法などを保護者と相談して、保育に反映できるよう努めています。健康診断・歯科健診の結果を保育に生かす取組の計画がなく、看護師不在のため、子どもたちに対する保健指導も予定されていません。今後は歯磨き指導や保健指導が定期的に行えるように法人と連携をとって進めていくことが期待されます。</p>	
<p>【A14】 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	b
<p><コメント> 現在、アレルギー疾患や慢性疾患の子どもは在籍していませんが、アレルギー性疾患や慢性疾患等に関する研修に職員が参加し、知識や情報を周知・共有しています。「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に基づき、アレルギー疾患のある子どもの除去食対応は、医師の主治医意見書に従い、栄養士・調理員・施設長・クラス担任が保護者と相談して、適切な対応を取る体制が整っています。他の子どもにアレルギー疾患・慢性疾患等について伝え、保護者に理解を図るような取組は行われていません。</p>	
A-1-(4) 食事	第三者評価結果
<p>【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。</p>	a
<p><コメント> 職員については「全体的な計画」や「月案」に記載され、一人ひとりの年齢や発達に応じた保育を行っています。全ての職員が、食事は楽しい時間であることを子どもに伝えるため、無理強いせず、食べられる量を把握しながら、完食の喜びや食への意欲・興味を持って食事を楽しむ工夫をしています。自分たちで育てて収穫した夏野菜を食材として提供したり、カレー作りをするなど、食事・食材に関心を持つ取組も行っています。栄養士によるパネルシアターを用いた説明や、食事前の絵本など、年齢に応じた食育に努めています。調理室はガラス張りになっており、子どもたちは中の様子を見ることができます。保護者に毎日の給食のレシピを提供しており、子どもの気に入ったメニューを家庭でも提供できるようにして、家庭と連携して食育を進めています。</p>	
<p>【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。</p>	a
<p><コメント> 子どもがおいしく安心して食べる事ができるように、委託先の栄養士に参加してもらい、月1回の給食会議で情報共有をしています。調理員が各クラスを周回して子どもたちの食事の様子を見ています。献立・好き嫌いや子どもの食べる量・好きなメニュー等の喫食状況から、盛り付け方や、彩り・量などを工夫して子どもの興味と五感を刺激して楽しめる食事の提供に反映しています。季節感のある献立となるよう、行事食の提供を行っていますが、今年度から始めた食育プロジェクトチームのメンバーで、地域の食文化についての対応を検討中です。</p>	

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
<p>【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。</p>	b
<p><コメント> 保護者とは送迎時にコミュニケーションを取っています。乳児クラスは連絡ノートを用いて、家庭での体調や睡眠・食事等の様子を共有しています。子どもの様子だけでなく、保護者の様子に異変を感じた場合など、時間をかけて対応したい場合は、保護者に日程調整を依頼して面談を行っています。4月のクラス懇談会で行事等の説明は行いますが、その後、1月のクラス懇親会まで保護者との会合が予定されていません。「クラスだより」を年2回発行していますが、今年度はまだ発行していないため、保育内容について保護者の理解を得る機会が十分ではありません。</p>	
A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
<p>【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。</p>	a
<p><コメント> 送迎時に保護者とコミュニケーションを図り、職員と保護者との間で信頼関係を築くことを心掛けています。担任は毎日声かけを行い、園長・主任は職員室から声かけを行い、相談しやすい環境を整えて、安心して子育てができることを心掛けています。保護者からの希望があれば個人面談を設定して、子どもの発達に関するだけでなく、家庭の事情や悩み等の個人的な支援についても対応しています。その際、こちらの考えは押し付けず、参考として話をするようにして、なるべく保護者自身で考えて決定できるように心掛けています。保護者からの相談事項や苦情は「保護者面談内容ファイル」や「児童票」に残していますが、内容によって様々なファイルに綴じられているため、法人や園での定型記録フォーム作成や対応手順書の用意が期待されます。</p>	
<p>【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。</p>	b
<p><コメント> 法人作成のマニュアルにもとづき、日々の保育において、話し方や目視で確認を行い、些細な子どもの心身の変化に気を配っています。「保育園規則（運営管理規程）」で虐待等の禁止について明記していますが、保護者向けの「重要事項説明書」には記載がないため、保護者向け配布書類に、虐待が疑われる場合の園の対応と併せて説明し、同意書を収受することが望まれます。年2回、マニュアルの読み合わせを行っていますが、虐待等権利侵害に関する外部研修の参加や、マニュアルに基づく園内研修については、職員の時間調整が難しく、実施に至っていません。子どもを守る為の早期発見・早期対応ができる意識作りのため、園内研修の実施が期待されます。</p>	

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価結果
<p>【A20】 A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。</p>	b
<p><コメント> 年2回の自己評価を実施しており、園長との面談の際に、悩みや保育に関する考えや要望を確認しています。各クラスの「年間計画書」や「月案」には評価・改善案を記入する欄が設けられており、自己評価ができる書式になっています。「週案」や「日案」の作成のため、職員間で振り返りを行っていますが、書類に記入欄がないため評価記録がまとまっておらず、保育士同士の学び合いや意識の向上に繋がっているかどうか判断できない状況です。また、年間の職員研修計画は作成されていますが、外部研修の内容をフィードバックする定期的な園内研修等の仕組みが整っておらず、幅広い知識を共有して園全体の継続的な保育の質の向上への取組が期待されます。保育士個人だけでなく、保育所全体の自己評価に繋げるためにも、PDCAサイクルを活用できるような定型フォームの作成も望まれます。</p>	